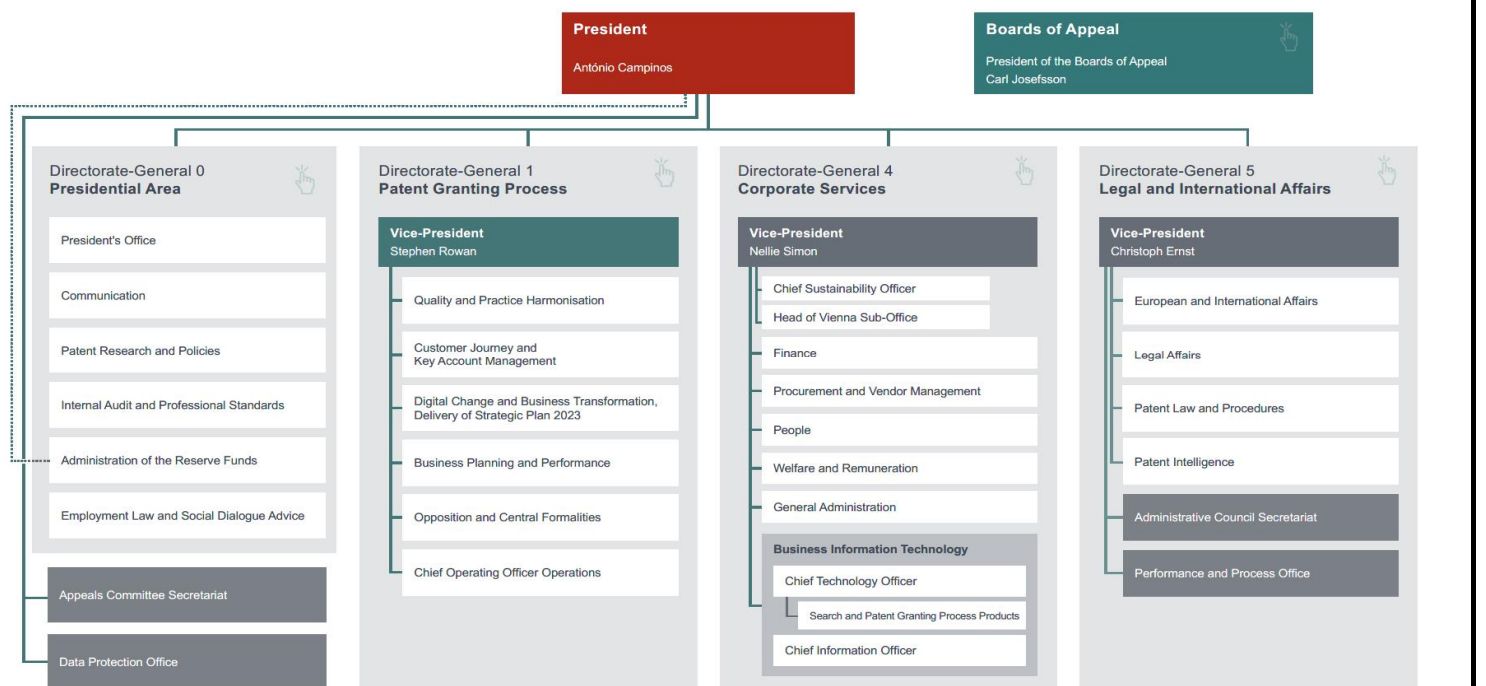


②名称	欧州特許庁 (EP) European Patent Office (EPO)				
③所在地	Erhardtstrasse 27 80331 Munich, Germany				
④連絡先	(電話)	(49 89) 2399 0	(FAX)	(49 89) 2399 4465	
	(E-mail)	support@epo.org	(internet)	www.epo.org	
⑤組織の長	President: Mr. António Campinos				
⑥沿革	(1) 1958年: 欧州特許の構想(欧州特許と欧州共同体特許の起源) (2) 1963年: ストラスブルグ協定(EPC中での特許性に関する協定) (3) 1973年: ミュンヘン協定(EPCに関する)署名 (4) 1977年: ミュンヘン協定の発足 (5) 1978年、1991年、1995年、1996年、1998年にそれぞれ改定が行なわれた。 (6) 2000年: 外交会議により改定、暫定的に適用された。 (7) 2002年、2005年: 改定が行われた。 (8) 2012年: 単一効特許欧州議会及び理事会規則(EU) No 1257/2012 導入 (9) 2013年: 統一特許裁判所協定(UPCA)署名 (10) 2020年2月1日: 英、EU連合を離脱し、単一効特許に不参加。EPOはEU機関ではなく、英は引き続き参加。 (11) 2023年6月: UPCAが参加国17(独仏伊ベネルルクス等が参加、スペインは不参加)で発効				
⑦所管	特許				
⑩加盟条約	WIPO	ベルヌ	ブリュッセル	フィルム登録	マドリッド(原産地表示)
	ナイロビ(オリンピック)	パリ	PLT	レコード保護	ローマ
	シンガポール	TLT	ワシントン	WCT(著作権)	WPPT(演奏及びレコード)
	ブタペスト 1980/11/26	ヘーグ ロンドンアクト ヘーグアクト ジュネーブアクト			リスボン
	マドリッド(標章)	マドプロ	PCT	ロカルノ	ニース 1961/4/8
	ストラスブール	ウィーン	WTO		

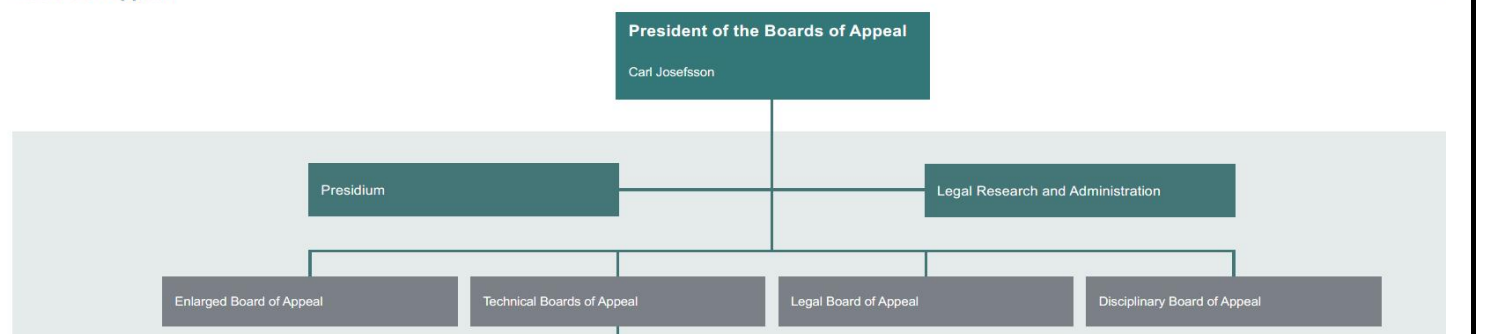
②名称	欧州特許庁 (EP) European Patent Office (EPO)				
①統計データ	出願件数	2019年	2020年	2021年	2022年
	特許 全数	181,479	180,346	188,778	193,610
	(内 域外国出願)				
	(内 日本から)	22,094	21,906	21,591	21,577
	(内 PCTルート)	105,681	106,854	115,103	120,634
	登録件数	2019年	2020年	2021年	2022年
	特許 全数	137,782	133,706	108,799	81,086
(内 域外国出願)					
(内 日本から)	22,426	20,235	15,395	10,932	
(内 PCTルート)	89,581	86,001	69,232	51,129	
(出典): WIPO IP Statistics					

⑫ 組織

<組織図>



Boards of Appeal



出典: [https://documents.epo.org/projects/babylon/eponet.nsf/0/6EABDFDADCF2366AC12580E5004431B9/\\$File/structure_of_the_epo_en.pdf](https://documents.epo.org/projects/babylon/eponet.nsf/0/6EABDFDADCF2366AC12580E5004431B9/$File/structure_of_the_epo_en.pdf)

①名称	欧州特許庁 (EP) European Patent Office (EPO)	
特許制度	②最新特許法の施行年月日	<ul style="list-style-type: none"> ・欧州特許条約 (EPC: European Patent Convention) 2020年11月第17版 ・欧州特許条約規則2021年12月14改正、2022年11月1日施行 ・単一効特許欧州議会及び理事会規則(EU) No 1257/2012、2012年12月17日公布 ・統一特許裁判所協定 (UPCA: Agreement on Unified Patent Court) 2023年6月1日発効
	③地理的効力の範囲	(1) 欧州特許 (EP: European Patent) (a) EPC加盟国: 2022年10月1日 モンテネグロ 39番目加盟 アルバニア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、スイス、キプロス、チェコ、スロバキア、ドイツ、デンマーク、エストニア、スペイン、フィンランド、フランス、イギリス、ギリシャ、モナコ、クロアチア、ハンガリー、アイルランド、アイスランド、イタリア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、ラトビア、マケドニア、マルタ、オランダ、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スウェーデン、スロベニア、サン・マリノ、トルコ、セルビア、モンテネグロ (b) 拡張国: 2023年4月1日現在 1 ボスニア・ヘルセゴビナ (c) 認証国: 2023年4月1日現在 4 カンボジア、モロッコ、モルドバ、チュニジア (2) 単一効特許 (UP: Unitary Patent) * 備考参照 (a) 参加国 (統一裁判所協定 (UPC) 2023年6月1日に発効するEU加盟国): 17 オーストリア、ベルギー、ブルガリア、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、イタリア、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、マルタ、オランダ、ポルトガル、スロベニア (b) 未参加国: UPC署名済だが 2023年6月1日に未発効のEU加盟国: 8 キプロス、チェコ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、ポーランド、ルーマニア、スロバキア
	④他国制度との関係	EP: 有効化 (Validation) を指定したEPC加盟国、拡張国、認証国に効力が及ぶ。 UP: EPOにUPを指定すれば、指定時のUPC全批准国に効力が及ぶ。
	⑤出願人資格	発明者及び承継人 (自然人、法人) (EPC第60条(1))
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。締約国内に居所又は事業所を有しない出願人は、EPOが保管する代理人リストに氏名が掲載されている職業代理人を選任しなければならない。 (EPC第133条(2))
	⑦出願言語	ドイツ語、フランス語、英語。 (EPC第14条) ドイツ語、フランス語、英語以外の全EPC締約国の国語は、3月以内に翻訳の提出が必要 (優先日があるときは優先日から13月以内) である。
	⑧特許権の存続期間及び起算日	出願日から20年 (EPC第63条) 医薬品及び農薬などは「補充的保護証明書」を申請することにより、最大5年間の存続期間の延長を認められる場合がある。 (医薬品の補充的保護証明書に関する欧州議会及び理事会規則(EU)469/2009第13条) (植物保護製品の補充的保護証明書に関する欧州議会及び理事会規則(EC)1610/96第13条)
	⑨新規性の判断基準	内外国公知公用、内外国刊行物。(口頭による公開も含む) (EPC第54条)
	⑩グレースピリオド	有。次のケースが規定されている。期間は、何れも開示日から6月。 (1) 出願人又は前権利者に対する明らかな濫用による発明の開示 (2) 公の又は公認の国際博覧会における発明の展示による開示 (EPC第55条)
	⑪非特許対象	(1) 発見及び科学理論と数学的方法 (特許条約第52条(2)、第53条) (2) 美観的創造物 (3) 知的創造、遊戯、経済活動の分野における計画、原則及び方法 (4) 電算機のプログラム (5) 情報提示 (以上、EPC第52条(2)) (6) 公序良俗に反する発明 (7) 人体や動物体の手術、治療、診断の各法 (8) 植物品種や動物種 (9) 本質的に生物学的(微生物を除く)な植物や動物の取得方法 (以上、EPC第53条) (10) 産業上利用可能でない発明 (EPC第52条(1))

①名称	欧州特許庁 (EP) European Patent Office (EPO)																																											
特許制度	⑫実体審査の有無及び審査事項	有。審査官は、EPCに定める要件(発明の該当性、新規性、進歩性、産業上の利用可能性、発明の単一性など)を審査する。(EPC第52条～第57、第82条、第94条) 発明の新規性及び進歩性は、欧州調査報告書に言及される(EPC施行規則61、65) 当該報告に添える見解書において、EPOは出願人に意見を述べる機会を与え、適切な場合、期限内に補正を求めることができる。求めに応じず意見も述べない場合、出願は、取り下げられたものとみなされる。(EPC施行規則70a) EPOは、出願人に、当該出願に係る発明に関する国内特許手続又は広域特許手続で考慮された先行技術情報の提出を求めることができる。この求めに応じなかった場合、当該出願は取り下げられたものとみなす。(EPC第124条(2))																																										
	⑬審査請求制度の有無	有。欧州調査報告書の公開日から6月以内。 (EPC第94条(1))																																										
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	有。「ペース(PACE)」と呼ばれる欧州特許出願の早期手続きプログラムがある。このペースに基づく条件を充足すると、審査手続の期間が大幅に短縮される。このペースには(A)早期調査と(B)早期審査があり、このペースの利用により、審査手続の期間を短縮できる。 (A)早期調査:(a)優先権が主張されていない欧州特許出願(第1出願)に関して、EPOは出願日から6月以内に出願人が調査報告書を手取できるように保証する。(b)優先権が主張されている欧州特許出願に関して、出願時に書面で早期調査を請求することにより、EPOは早期の調査報告書の発行に努める。 (B)早期審査:(a)早期審査は、何時でも書面により請求できる。(b)早期審査請求が行われた場合、EPOは審査部による出願の受領又は早期審査請求の受領の何れか遅い方から3月以内に最初の審査通知を発行するように努める。(c)その後、指定の期間内に回答書を受領し回答書が指摘の全事項に回答していれば出願人の回答の受領から3月以内に発行される。																																										
	⑮出願公開制度の有無	有。出願日又は優先日から18月経過後。 (EPC第93条)																																										
	⑯異議申立制度の有無	有。特許付与告示の公表から9月以内に何人もEPOに異議を申し立てることができる。 (EPC第99条)																																										
	⑰無効審判制度の有無	無。(各国で有効化される欧州特許は、EPOが特許付与までしか関与しないため、登録後の無効手続は各国法に委ねられている。) * 1:UPCA発効後の無効手続については備考* 1参照																																										
	⑱実施義務	無。(実施義務については各国法に委ねられている。)																																										
	⑲費用 単位 EUR (ユーロ)	<p>[出願から登録までに掛かる費用]</p> <table border="1"> <tr> <td>出願料</td> <td>100 EUR(電子出願、明細書35頁まで、規定方式の場合)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>130 EUR(電子出願、明細書35頁まで、規定方式でない場合)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>270 EUR(書面出願、明細書35頁まで)</td> </tr> <tr> <td>出願料付加分</td> <td>16 EUR(電子出願、書面出願ともに35頁超の各頁につき加算料)</td> </tr> <tr> <td>クレーム料</td> <td></td> </tr> <tr> <td>16～50項目まで</td> <td>250 EUR</td> </tr> <tr> <td>50項目超のクレーム</td> <td>630 EUR</td> </tr> <tr> <td>調査料</td> <td>1,390 EUR</td> </tr> <tr> <td>指定料</td> <td>630 EUR(全指定とみなす)</td> </tr> <tr> <td>審査請求料</td> <td>1,750 EUR</td> </tr> <tr> <td>特許付与</td> <td>990 EUR</td> </tr> </table> <p>[特許出願維持の掛かる費用]</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="4">維持料(EPOに継続している間(登録までの間)必要となる)</td> </tr> <tr> <td>3年次</td> <td>505 EUR</td> <td>7年次</td> <td>1,245 EUR</td> </tr> <tr> <td>4年次</td> <td>630 EUR</td> <td>8年次</td> <td>1,370 EUR</td> </tr> <tr> <td>5年次</td> <td>880 EUR</td> <td>9年次</td> <td>1,495 EUR</td> </tr> <tr> <td>6年次</td> <td>1,125 EUR</td> <td>10年次以降</td> <td>1,690 EUR(毎年)</td> </tr> </table>	出願料	100 EUR(電子出願、明細書35頁まで、規定方式の場合)		130 EUR(電子出願、明細書35頁まで、規定方式でない場合)		270 EUR(書面出願、明細書35頁まで)	出願料付加分	16 EUR(電子出願、書面出願ともに35頁超の各頁につき加算料)	クレーム料		16～50項目まで	250 EUR	50項目超のクレーム	630 EUR	調査料	1,390 EUR	指定料	630 EUR(全指定とみなす)	審査請求料	1,750 EUR	特許付与	990 EUR	維持料(EPOに継続している間(登録までの間)必要となる)				3年次	505 EUR	7年次	1,245 EUR	4年次	630 EUR	8年次	1,370 EUR	5年次	880 EUR	9年次	1,495 EUR	6年次	1,125 EUR	10年次以降	1,690 EUR(毎年)
出願料	100 EUR(電子出願、明細書35頁まで、規定方式の場合)																																											
	130 EUR(電子出願、明細書35頁まで、規定方式でない場合)																																											
	270 EUR(書面出願、明細書35頁まで)																																											
出願料付加分	16 EUR(電子出願、書面出願ともに35頁超の各頁につき加算料)																																											
クレーム料																																												
16～50項目まで	250 EUR																																											
50項目超のクレーム	630 EUR																																											
調査料	1,390 EUR																																											
指定料	630 EUR(全指定とみなす)																																											
審査請求料	1,750 EUR																																											
特許付与	990 EUR																																											
維持料(EPOに継続している間(登録までの間)必要となる)																																												
3年次	505 EUR	7年次	1,245 EUR																																									
4年次	630 EUR	8年次	1,370 EUR																																									
5年次	880 EUR	9年次	1,495 EUR																																									
6年次	1,125 EUR	10年次以降	1,690 EUR(毎年)																																									

①名称	欧州特許庁 (EP) European Patent Office (EPO)		
特許制度	⑱費用 単位 EUR (ユーロ)	[UPCA非加盟国の登録維持年金] 有効化された国における規定に委ねられている。	
		[単一効特許の登録維持年金]	
		2年次	25 EUR
		3年次	105 EUR
		4年次	145 EUR
		5年次	315 EUR
		6年次	475 EUR
		7年次	630 EUR
		8年次	815 EUR
		9年次	990 EUR
		10年次	1,175 EUR
		11年次	1,460 EUR
	⑳料金減免措置 の有無	有。英語、フランス語又はドイツ語以外の言語を公用語とする締約国に住所又は営業の本拠地を有する者並びに外国に居住する締約国の国民は、締約国の言語によって特許出願又は審査請求する場合、手数料は30%減額。EPOが国際予備審査報告書を作成した場合、審査手数料は75%減額。 (EPO施行規則6、EPO手数料に関する規則14)	
	㉑PCTにおける 国内料金減額 措置の有無	有。国際出願が一定の条件を満たす国(主に発展途上国)の国民によりなされたときは、要求によりPCT国際出願の調査料及び国際出願の予備審査手数料の75%が減額。 (EPO施行規則6、EPO手数料に関する規則14)	
	備考 *1	UPCA発効後の無効手続について (1) 単一効特許(UP)を有効化した場合 (a) UPの無効手続は、UPCの「中央部」に対して出訴する。 (UPCA第32条、第33条(4)) (b) 侵害訴訟に伴うUPの無効手続(反訴)は、当該侵害訴訟を受理したUPCの「地方部」又は「地域部」に対し出訴することができる。(UPCA第32条、第33条(3)) (c) 尚、UPCA非参加国にはUPはなく、有効化して欧州特許(EP)の手続を行う。 (2) 移行期間中にオプトアウトしなかった場合 (a) UPCA参加国ではUPであり、UPCでの(1)の手続又は各国の裁判所手続のいずれか一方の手続を選ぶ。(1)を選べばUPCA全参加国に効力が及ぶ。 (b) UPCA非参加国の場合、UPはなく、有効化してEPの手続を行う。 (3) 移行期間後に単一効を有効化しなかったEPの場合 (a) UPCA参加国は有効化した国のEPだが、無効手続はUPCのみで取り扱う。 (b) UPCA非参加国では、有効化してEPの手続を行う。 (4) 移行期間中にオプトアウトしたEPの場合 有効化した国の規定に委ねられる。 (5) (EU及び/又はEPC加盟国か否かに拘わらず)UPCAに参加しない国 有効化した国の規定に委ねられる。 UPCの判決効力はUPCA参加国全てに及ぶ。	